

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により通知する次者については、その所在が不分明なので、同法第一百八十九条の規定により、当該通知の内容を奈良市役所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告します。

平成三十年二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 所在の不分明な者の氏名

屋敷太郎

松田竹司

松川公明

大原嘉豊

巽好文

上久保亀雄

西窪松子

二 通知の要旨

- 1 平成二十九年三月奈良県告示第四百五十九号に係る保安林の指定施業要件について、平成三十年一月十八日農林水産省告示第九十号をもつて変更されたので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により通知する。
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定の目的及び変更後の指定施業要件については、平成二十九年三月奈良県告示第四百五十九号による。